

部課等の長 様

市 長

## 平成 27 年度当初予算編成方針について

### 1 予算編成にあたっての基本的な考え

#### (1) 平成 27 年度における重点的な取り組み

第五次須坂市総合計画で須坂市の将来像として掲げた「一人ひとりが輝き、磨かれた『ほんもの』の魅力あふれるまち 須坂」の実現に向けて、また、須坂市の現状及び国県の動向を踏まえ、26 年度に引き続き次の事項を重点に取り組む。

ア 須坂市の魅力の発信強化と人口増対策

イ 教育を核とした人材（財）の育成

…郷土愛の醸成、子どもは宝プロジェクトの推進

ウ 少子・超高齢社会に対応する持続可能な保健・医療・福祉・介護体制の構築

…思いやりで支え合う医療・福祉・健康のまちづくり

エ 地域経済の活性化

…農商工観連携、産学官金連携・協働の推進、地産外消(賞、商)

オ 県、他市町村、市民団体などとの連携、情報の共有による相乗効果

カ ごみ処理広域化の推進

キ 危機管理対応の強化

…防災意識の向上

ク 健全財政の維持

…費用対効果・優先順位づけ、下記 4 の（1）に掲げた留意事項

ケ 笑顔とあいさつの地域づくり

#### (2) 市民ニーズへの対応と健全財政堅持の両立を図る予算

現在策定している平成 27-29 年度実施計画の財政見通しでは、合わせて歳入決算額の約 50% を占める市税及び地方交付税は大きく減る見込みであり、一方、歳出においては、扶助費などの義務的経費及び施設の維持補修費が増加するのに加え、今後、老朽化施設の更新や大規模改修なども控えており、取り組むべき課題は多い。

将来的に見ても、財政状況が好転することは極めて考えにくい。公債費が過大となる前に、また、基金がある程度確保できているうちに、全職員が財政の課題を『いまある危機』と認識する必要がある。

多様化する市民ニーズへの対応と健全財政の堅持の両立という、大変難しい課題ではあるが、やり遂げなければならない。

### (3) 第五次須坂市総合計画・前期基本計画の仕上げの予算

平成 27 年度は「第五次須坂市総合計画・前期基本計画」の最終年度であることから、須坂市の将来像として掲げた「一人ひとりが輝き、磨かれた『ほんもの』の魅力あふれるまち 須坂」、及び「田園環境健康都市 須坂」の実現に向けて、前期重点プロジェクトをはじめ、前期基本計画の各施策の仕上げに取り組む。

### (4) 時代認識等を具体化する予算

「税や保険料を負担する人が減り、サービスを必要とする人が増える」という社会の到来を受け、地域づくり市民会議等において、市民に説明してきた次に掲げる市の時代認識等を踏まえたうえで、予算編成を行う。

◇市民との共創、自助、公助を明確化

◇将来世代に負債を負わせないで、持続的発展を須坂市がするために、「求める」から「分かち合う、与え合う」社会の実現

◇真に必要とされる事業の実施と施設の整備。あれば便利だが、なくても大きな支障のない我慢のできるものは十分検討

◇新しいものよりも、今あるものを大切にし、磨く。維持管理の時代

◇既存施設の活用、観光振興の連携、行政施策の運営など、一層の広域連携が大切になる一方、本格的な地域間切磋琢磨の時代

## 2 須坂市の財政状況

平成 27 年度の一般会計における歳入では、市内企業の集約・機能統合や土地価格の下落などにより、市税総額は 26 年度決算見込みに比べ約 4.0%の減と見込んでおり、また、地方交付税については、総務省の概算要求（地方財政収支の仮試算）を踏まえ、前年度対比 5.8%の減と見込んでいる。

一方、歳出においては、超高齢社会の到来等により、扶助費（社会福祉費）などの義務的経費が大きく増加するとともに、施設の老朽化による維持補修費の増加は避けられない状況である。

現在策定中の平成 27-29 年度実施計画では、一般財源の不足分を基金で補う予定のため、基金残高の急激な減少が見込まれる。今後予定される一般廃棄物最終処分場（エコパーク）の建設負担金、学校給食センター整備等の大型事業や緊急の施設修繕などには、多額の費用が必要となる。その際には、年度間の財政負担の平準化を図るため、基金を活用した財政運営を行う必要があり、そのためにも、基金が適正規模で積み立てられていることは、非常に重要である。

また、25 年度決算では、財政の健全化判断比率である実質公債費比率（8.2%）は県内 19 市中、良いほうから 7 番目、将来負担比率（27.5%）は同 8 番目であり、健全財政を維持しているが、公債費は 30 年度以降増加に転じる見込みであり、健全化比率の上昇が懸念される。さらに、市民一人当たりの市税収入が県内 19 市中、17 番目で推移するなど、財政の硬直化の面では依然として厳しい。

### 3 経済情勢と地方財政の見通し

#### (1) 経済の状況

政府の10月の月例経済報告においては、GDPの約60%を占めるといわれる個人消費について、「個人消費は、持ち直しの動きが続いているものの、このところ足踏みがみられる。」としたことから、景気の基調判断を「景気は、このところ弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている。」と2か月続けて下方修正した。先行きについては、「当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」としている。

また、関東財務局長野財務事務所が10月29日に発表した「最近の県内経済情勢」では、「一部に弱さがみられるものの、持ち直している。」と7月発表の前回から据え置いている。

一方、市が実施した4月～6月期の企業動向調査（市内製造業107社）の結果は、業況判断指数DIの平均が6.5ポイントで、前期調査結果（1月～3月：13.4ポイント）と比較して6.9ポイント下回っている。

#### (2) 国の財政

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2014（骨太の方針2014）」で、平成27年度は基礎的財政収支赤字対GDP比半減の目標年次にあたり、デフレからの脱却、経済再生を確実なものとしつつ、目標の着実な達成を目指すため、26年度予算同様、「中期財政計画」に沿って最大限努力する。27年10月に予定される消費税率の10%への引上げについては、経済状況等を総合的に勘案して、26年中に判断するとしている。また、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手。数年で法人税実効税率を20%台まで引き下げることを目指し、来年度から引き下げを開始するとしている。

#### (3) 地方財政

政府は、骨太の方針2014の中で、地方の一般財源総額は「中期財政計画」に定められた方針に基づき、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているものの、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくとしている。

また、「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、社会保障4経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増等は、消費税率の引上げに係る判断を踏まえ予算編成過程で検討するとされるなど、その先行きは依然として予断を許さない状況にある。

総務省の平成27年度予算概算要求では、出口ベースの地方交付税総額は、前年度比5.0%減の16兆450億円となっているが、骨太の方針2014の策定の際に、財務省は地方交付税の別枠加算や、地方財政計画の歳出特別枠の見直しに言及しており、年末の予算編成でその扱いが焦点になると見込まれ、さらに減額となることも懸念される。

## 4 予算要求にあたっての留意事項

### (1) 留意事項の基本

予算要求は、次の観点をもって行うこと。

- ア 共助・自助を基軸に含めた市民との協働とその視点
- イ 固定概念・先入観の打破。「できないではなくできる方法」を考える。
- ウ 自治体間、市民団体などとの連携、情報の共有による相乗効果
- エ 付加価値の増。「働き一両、考え五両(※)」の精神
- オ 緊急性、必要性、費用対効果などを考慮した優先順位
- カ 工夫した予算編成…ゼロ予算、廃止事業など

(※)一の努力は一の成果しか生まないが、アイデアを持って一の努力をすれば五の成果が出る。

### (2) 収支均衡型の財政構造の確立

#### ア 歳入の確保

(ア) 「須坂市市税等滞納整理推進本部」を中心とした市税等の徴収対策の強化を推進し、収納率及び収納額の向上を図る。また、法令、条例等に基づき適正な債権管理に努めること。

(イ) 市有財産の有効活用に努め、不用な財産は積極的に処分すること。

(ロ) 国、県の制度を的確に把握し、迅速、効果的かつ機能的な活用を図ること。

なお、国県補助事業については、歳入が確実に見込めるもののみ予算計上すること。

(ハ) 公募型事業などの各種助成制度などを積極的に活用し、「徹底した」財源の確保を図ること。

(ニ) 広告料収入などの新たな自主財源の開拓に取り組むこと。

(ホ) 後年度の過重な財政負担とならないよう、市債の活用については慎重に検討すること。なお、交付税措置のない起債は活用しない。

#### イ 歳出の改革＝「最少の経費で最大の効果」

(ア) 真に必要性、緊急性の高い事業かを原点に返って考慮し、厳選すること。また、事業の優先順位をつけて、予算配分の重点化、効率化を推進すること。

(イ) 事務事業評価や外部評価員による評価結果に基づく十分な見直しを行うこと。

(ロ) 市がやらなければいけないのか、市以外の者が行ったほうが成果が上がるのではないか、今のやり方でよいのかなどを検証し、行財政改革を率先して行う勇気をもって、積極的な事業の廃止、縮小及び業務の外部委託を推進すること。

(ハ) 財政の健全化には経常経費の削減が不可欠である。人件費、物件費、補助金などの経常経費についても、どうしてもできない場合を除き、見直しと効率化による削減を行うこと。(前年同額の場合は、理由を明示)

(ニ) 時間外勤務手当の削減について重点的に取り組むこと。また、正規職員はもとより嘱託、臨時職員についても、業務内容の徹底した見直しを行い、業務効率化、雇用時間の削減を図ること。

- (カ) マネジメントサイクルを確立するため、実施計画の事業ごとに予算事業を新設し、その所要額を計上すること。
- (キ) 旅費・需用費及び郵便料・電話料については、引き続き枠配分とする。したがって、その他の経常経費も含め、不足が生じた場合には部内で調整すること。  
なお、原油価格が上昇傾向にあることから、燃料費、電気料等については、消費総量の抑制を図りながら、適正に見積もること。
- (ク) イベント・講演会等については、毎年度事業効果について検証を行い、事業目的が達成したもの、効果の上がない事業については原則廃止すること。
- (ケ) 単なる講演会は、極力行わないこと。講演会については、効果をより上げるため情報の共有を行うこと。
- (コ) 嘱託・臨時職員の配置については、ゼロベースで検証を行う。特に、現在補助事業を活用して配置している嘱託・臨時職員については、原則として補助対象となる期間のみの配置とする。
- (コ) 市債同様、債務負担行為の設定は慎重に行うこと。
- (シ) 「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「習慣（躰）」の5 S活動を徹底する。

### (3) 新規・拡大事業の取り扱い

新規・拡大事業の要求については、原則として、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を必要とし、新規・拡大事業に係る一般財源は、廃止事業における一般財源総額の範囲内とすること。

### (4) 特別会計・企業会計

特別会計、企業会計については、一般会計に準じ、歳入の確保と経常経費の削減を図る中で編成すること。

特に、国民健康保険特別会計にあつては、被保険者数は減少し、医療費は増加傾向にあるため、引き続き医療費の抑制をはかるとともに、税率改正を行い、財政健全化に取り組むこと。

### (5) その他

ア 年間を通じた「通常予算」とし、事業目的、達成目標、費用対効果を見据えて計上すること。

イ 国の「地方創生」に向けた取り組み、国土強靱化、防災・減災対策の推進や社会保障と税の一体改革の動向、消費税率及び地方消費税率の引上げと、予想される消費税率引き上げに向けた環境整備(国の平成26年度補正予算)への対応など、国・県に対する積極的な情報収集に努めること。

ウ 国・県の動向を注視し、新たな事務事業が発生するものにあつては、その必要性について十分検討するほか、廃止又は縮減となる補助事業については、安易に市単独事業として継続せず事業を廃止又は縮減すること。

- エ 条例改正等で予算を伴うものについては、改正と同時に予算計上すること。  
また、単年度で終了するものを除き、要綱等が整備されていない補助金については、予算計上と同時に整備すること。
- オ 公共施設の維持管理については、効率的な活用と経費の節減に努めること。  
また、指定管理者制度委託料の見直しが必要な場合は、管理者と協議を整えたうえで予算計上すること。
- カ 歳入歳出ともに、予算要求にあたっては、平成 27 年 10 月から消費税率（地方消費税税率含む）が 8%から 10%に上げられることを前提に積算すること。  
また、10%に税率改正された場合に備え、施設使用料の改正を検討すること。（別途指示する。）
- キ 市民要望の多様化に伴い、関係部課間の調整を要する施策については、必ず計画段階から緊密な連絡調整を行い一層の事業効果の向上を図ること。

以上の方針を十分理解され、別紙「予算編成留意事項」により予算編成に努められたい。

以上、財務規則第 9 条の規定により通知する。